

不動産特定共同事業法施行令及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第四十九条第四項及び第五十一条並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十一条第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

第一条 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「うち法」の下に「第十条、第十一条第一項、」を、「含む」の下に「。第四項において同じ」を加え、「第四十条第一項及び第四十条の二第八項」を、「第三十三条、第三十四条第一項、第三十七条第一項、第三十九条、第四十条第一項並びに第四十条の二第二項、第四項、第七項及び第八項」に改め、同項ただし書中「法」の下に「第三十四条第一項、第三十七条第一項、第三十九条、」を加え、同条第二項中「。次項」を「。以下この条」に、「この項及び次項」を「この条」に改め、同条に次

の三項を加える。

4 法第十条、第十一条第一項、第十二条、第十三条、第三十三条、第三十四条第一項、第三十七条第一項、第三十九条、第四十条第一項並びに第四十条の二第二項、第四項、第七項及び第八項の規定による国土交通大臣の権限は、不動産特定共同事業者又は特例事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長に委任するものとする。ただし、法第三十四条第一項、第三十七条第一項、第三十九条、第四十条第一項及び第四十条の二第八項の規定による権限は、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

5 検査等で特定事務所に対して行うものについては、前項に規定する地方整備局長又は北海道開発局長のほか、当該特定事務所の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長も行うことができる。

6 前項の規定により、特定事務所に対して検査等を行った地方整備局長又は北海道開発局長は、当該検査等に係る不動産特定共同事業者若しくは特例事業者又は不動産特定共同事業者と取引をする者若しくは不動産特定共同事業者から業務の委託を受けた者の当該特定事務所以外の事務所に対して検査等の必要を認めるときは、当該事務所に対し、検査等を行うことができる。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正)

第二条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成二十年政令第二十号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「金融庁長官検査等権限」の下に「並びに不動産特定共同事業者(不動産特定共同事業者等のうち、不動産特定共同事業法第二条第七項に規定する特例事業者を除いたものをいう。以下この条において同じ。)に対する金融庁長官権限のうち法第十六条及び第十七条に定めるもの」を加え、同条第二項中「の事務所」の下に「(以下この条において「従たる事務所」という。)」を加え、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「(不動産特定共同事業者等のうち、不動産特定共同事業法第二条第七項に規定する特例事業者を除いたものをいう。以下この条において同じ。)」を削り、「並びに法第十四条及び第十五条第一項に定める国土交通大臣の権限」を「及び国土交通大臣検査等権限」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 不動産特定共同事業者等に対する法第十四条及び第十五条第一項に定める国土交通大臣の権限(以下この条において「国土交通大臣検査等権限」という。)並びに不動産特定共同事業者に対する法第十六

条及び第十七条に定める国土交通大臣の権限は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

4 国土交通大臣検査等権限で、不動産特定共同事業者等の従たる事務所に対するものについては、前項に規定する地方整備局長及び北海道開発局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長も行使することができる。

5 前項の規定により不動産特定共同事業者等の従たる事務所に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った地方整備局長又は北海道開発局長は、当該不動産特定共同事業者等の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査等を行うことができる。

第三十八条第一項中「第二十九条第三項から第五項まで」を「第二十九条第六項から第八項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(不動産特定共同事業法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行前に不動産特定共同事業法（次項において「法」という。）第十条、第十一条第一項、第三十三条又は第四十条の二第二項、第四項若しくは第七項の規定により金融庁長官又は国土交通大臣に対してした届出又は提出は、相当の財務局長若しくは福岡財務支局長又は地方整備局長若しくは北海道開発局長に対してした届出又は提出とみなす。

2 この政令の施行前に法第十条、第十一条第一項、第三十三条又は第四十条の二第二項、第四項若しくは第七項の規定により金融庁長官又は国土交通大臣に対し届出又は提出をしなければならない事項で、この政令の施行前に当該届出又は提出がされていないものについては、これを、これらの規定により財務局長若しくは福岡財務支局長又は地方整備局長若しくは北海道開発局長に対して届出又は提出をしなければならない事項について当該届出又は提出がされていないものとみなして、法の規定を適用する。

(地方自治法施行令の一部改正)

第三条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）の項中「第二十九条第三項から第五項まで」を「第二十九条第六項から第八項まで」に改める。

理由

内閣総理大臣から金融庁長官に委任された権限及び国土交通大臣の権限の一部を財務局長等及び地方整備局長等に委任する必要があるからである。